

家庭支援事業（子育て短期入所生活援助事業、育児支援家庭訪問事業、子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）の提供に係る措置費支弁要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第2号の2の規定により支弁する費用（以下「措置費」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（措置費の額）

第2条 措置費の額は、家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて（令和6年6月3日こ成環第191号・こ支家第340号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）2別表に定める額とする。

（その他の事項）

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和6年8月1日から適用する。